

# 差別があり根拠がない 指定退職日に焦点！

4月4日、都労委第5回調査

全損保ゼネラル分会ニュース

# 団結

No.16

2018年4月4日発行

## 公益委員は「合理的な説明ができない指定退職日に辞めなければ、優遇措置が適用されないのはおかしい」と、会社に対し、「検討してもらいたい」と要請

組合側調査では、前回調査以降の経過として、2回の団体交渉の内容、会社回答に対する評価を報告したうえで、以下の点について今回の調査で会社を指導してもらうよう要請しました。

- 指定退職日以外の日に退職しても優遇措置が適用されるようにすること
- 退職後の生活保障と、雇用とキャリアが中断することによる経済的損失について具体回答示すこと
- 東海支店組合員の雇用継続を東京への転勤以外でどのように行うのか
- パソナの就職支援サービスを全員が即時使用可能にすること
- 回答が一切改善されていない契約社員への具体回答を示すこと

### 公益委員より会社に対して

- ◇会社が指定した退職日1点で、その前後は何も無いということに合理的な理由があるか疑問がある。指定退職日だけということについて、考えて欲しい。
- ◇そのうえで、係数など水準の引上げを考えて欲しい。
- ◇東海支店組合員に関しては、日本支店の閉鎖時期が決まっており、その期間だけのためにわざわざ転勤することはできないのではないかと。よって、一定期間、自宅待機とするなど特別なオプションを考えて欲しい。

### 公益委員より組合に対して

- 水準の要求について一律というのは不自然な感じを受ける。本来、雇用が継続されたはずなのに、辞めなければいけない。だからその分を支払って欲しいというのが要求の根本であろう。優遇措置と加算金を分けるより、セットで考えて欲しい。
- 金額の開きが大きく、3月末での解決が難しいように感じている。よって、組合としても解決するために、よく論議しておいて欲しい。

## 次回までに検討するよう求められた点

1. 優遇措置が指定退職日しか適用されないのはおかしい。その日以外は適用されないとすれば、各人が進路を決められない。したがって、そこを変えられるかどうか。
2. パソナを指定退職日にかかわらず全員が使えるようにできるかどうか
3. 東海支店の組合員の転勤について、期限を決めるのか、メドのままにしておくのか。
4. 東海支店の組合員について、残っても1年なのだから、自宅待機など別のオプションは考えられないのか。
5. 要求5については、セットで考えてもらい、総額や係数を変えられるのか。



年度末の忙しい時期にもかかわらず、今回も全損保組合員、OB、金融の仲間など、46名に傍聴参加していただきました。これまで3回の調査でのべ150名の参加があり、分会組合員は励まされています。

# 要求実現にむけてさらなる力の結集を

## 公益委員にゼネラリ分会組合員が破たんしている人員計画と指定退職日の矛盾を主張

ゼネラリ分会組合員から、職場実態と指定退職日の矛盾が語られました。

- 会社は「業務が減るから人数を減らす」と説明していますが、12月に1名が退職するとその代わりとしてコンサルティング会社から3名も配置しています。3月に1名退職する代わりに派遣社員を入れるなど、当初の人員計画は破たんしています。
- 業務においても、契約移転の作業として膨大な量のコピーをとらせたあげく「いらなくなった」と言われました。通常業務に加え移転業務も行なっており、明らかに業務量は増加しているにもかかわらず、人を減らすことは止めないという矛盾があります。
- 部署によって業務量にばらつきがありますが、業務量が多い部署ほど先に人を減らそうとしています。結局、どういう理由で指定退職日が決まったのかについて、まったく納得がいきません。

## 課題を払拭し解決にむけたさらなる論議が必要



大塚労働者委員から  
会社側調査の報告

- 会社からは、団体交渉、回答内容について説明があった。
  - 公益委員から「退職日がバラバラということに対して合理的な理由が無いのはおかしい」と伝えたことに対し、会社は「現時点で変更する考えはない」と主張していた。
- 委員会としては、
- 退職指定日を撤回させるということはあるが、現状を考えると、会社との間で協議し、3月末を指定されている人の扱いを決めておく必要もあるのではないかと。
  - 18ヵ月一律の要求主旨は分かるが、3月末が近づいている現段階においては、組合としても詰めた論議をして欲しい。
  - 加算金については、会社が回答した内容のなかで、どこが問題で、どう変えてもらいたいかなど、組合としても検討してもらいたい。

- ◇労働委員会で少しずつ進んできているが、指定退職日の課題がクリアできていない。ここがクリアできた場合は、組合としても解決にむけてさらに論議が必要になってくる。
- ◇加算金については、会社が示してきた内容について、どこが悪くて、どうして欲しいのかなど、対案が必要になってくる。
- ◇解決する機運はできつつあると感じており、4月中に解決できた場合は、3月末の扱いを会社と詰める必要も出てくる。何としても解決できるようもう一段の論議をしてほしい。



指定退職日をクリアに：小部弁護士

**第12回団体交渉：3月27日（火）18時半～**

**都労委第4回調査：3月28日（水）10時～**

**都労委第5回調査：4月4日（水）13時半～**

**都労委と団交で会社を追い詰めよう！**

**全損保ゼネラリ分会**